

別表1 要件緩和一覧

構成補助事業	通常要件	本要領に基づく緩和内容
<p>神戸市空き家活用応援制度・神戸市空き地活用応援制度補助金交付要綱別表</p> <p>神戸市空き地活用応援制度（空き家地域利用補助）</p>	<p>（申請をできる者）</p> <p>次の各号のいずれかに該当するものとする</p> <p>(1) 空き家の所有者（予定を含む。）</p> <p>(2) 空き家の賃貸借又は使用貸借における借主（予定を含む。）</p>	<p>（申請をできる者）</p> <p>以下の号を追加する。</p> <p>(3)事業計画を取りまとめる者（物件所有者等関係者より同意書(様式第10号)を取得すること）</p>
<p>神戸市空き家活用応援制度・神戸市空き地活用応援制度補助金交付要綱別表</p> <p>空き家活用応援制度／空き地活用応援制度（維持費用補助）</p>	<p>（対象にできる物件）</p> <p>(1)神戸市の市街化区域内（ただし、土砂災害特別警戒区域を除く。）に存する空き家又は空き地であり、地域利用バンクに登録していること。ただし、継続申請する場合は、申請時点において空き家又は空き地であること及び地域利用バンクに登録していることを要しない。</p> <p>（要件）</p> <p>次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。ただし、市長が特に必要であると認めた場合は、この限りでない。</p> <p>(1)バンク登録団体に、空き家等を地域活動の用に継続的に供するために使用貸借をすること。ただし、継続申請の場合は、維持費補助等の交付を受けた補助と同一の使用貸借契約若しくは当該契約と同一条件による継続とみなせる使用貸借契約（年度途中で継続とみなせる契約を締結する予定の場合も含む）をしていること。</p>	<p>（対象にできる物件）</p> <p>(1)において、当初申請時より地域利用バンクに登録していることを要しない。以下、本別表において、同様に読み替える。</p> <p>（要件）</p> <p>本別表において、バンク登録団体を「利活用希望団体」と読み替える。</p>

	<p>(申請をできる者)</p> <p>次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) 地域利用バンクに登録している空き家等の所有者（ただし、継続申請の場合は、申請時点において地域利用バンクに登録していることを要しない。）</p> <p>(2) 当該空き家等の固定資産税及び都市計画税を納税している者であること</p>	<p>(申請をできる者)</p> <p>(1) 空き家等の所有者（予定を含む）と読み替える</p> <p>また、以下の号を追加する。</p> <p>(3) 事業計画を取りまとめる者（物件所有者等関係者より同意書(様式第10号)を取得すること)</p>
<p>神戸市空き家活用応援制度・神戸市空き地活用応援制度補助金交付要綱別表</p> <p>空き地活用応援制度（整備費補助）</p>	<p>(要件)</p> <p>団体利用型</p> <p>(1) 空き地を整備し、バンク登録団体が地域活動を行うために2年以上継続して活用すること。</p> <p>(申請できる者)</p> <p>団体利用型</p> <p>(1) 空き地の所有者（予定を含む。）</p> <p>(2) 空き地の賃貸借又は使用貸借における借主（予定を含む。）</p> <p>(3) 空き地で地域活動を行うバンク登録団体</p>	<p>(要件)</p> <p>本別表において、バンク登録団体を「利活用希望団体」と読み替える。</p> <p>(申請できる者)</p> <p>団体利用型</p> <p>以下の号を追加する</p> <p>(4) 事業計画を取りまとめる者（物件所有者等関係者より同意書(様式第10号)を取得すること)</p>
<p>神戸市老朽空家等解体補助金交付要綱</p>	<p>(申請者の要件)</p> <p>第4条 申請者は、次の各号すべての要件に該当する者とする。</p> <p>一 第5条に規定する老朽空き家等の所有者等であること。</p> <p>二 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。</p>	<p>(申請者の要件)</p> <p>第4条第一項で規定する申請者の要件として、老朽空き家等の所有者全員から解体除却工事の実施に係る委任を受けた場合に限り、事業計画を取りまとめる者を追加す</p>

	<p>三 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と補助事業に係る契約等を締結しないこと。</p> <p>四 この要綱に規定する補助事業について、国又は地方公共団体等による他の補助金等の交付を受けていないこと。</p> <p>五 基準法第 10 条第 2 項及び第 3 項並びに特措法第 22 条第 3 項並びに条例第 14 条第 1 項に規定する命令を受けていないこと。</p>	<p>る。</p>
<p>密集市街地老朽建築物除却促進制度実施要綱</p>	<p>別表 3（第 6 条関係） （建物除却型） （まちなか活用空地型） （対象者）</p> <p>老朽建築物の所有者、他の所有者から同意等を得た代表の所有者、当該建築物について家庭裁判所から選任を受けた財産管理人又は所有者が不在等で民事執行法（昭和 54 年法律第 4 号）第 171 条に規定する代替執行の決定を得た者。</p>	<p>別表 3（建物除却型）（まちなか活用空地型）で規定する対象者として、老朽建築物の所有者全員から同意等を得た場合に限り、事業計画を取りまとめる者を追加する。</p>